

## 教育における多様性の尊重の視点に係る関連資料

- 1 国の第2期教育振興基本計画（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 教育再生実行会議 第6次提言（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 教育再生実行会議 第9次提言（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 中央教育審議会答申（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 平成27年度全国学力・学習状況調査結果（概要）について・・・・・・・・ 5～6
- 6 平成27年度全国体力・運動能力，運動習慣等調査の函館市の結果について  
・・ 7～10
- 7 新学習指導要領に関する資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11～12
- 8 特別支援学級児童・生徒数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 9 保育所・幼稚園等入所（園）率等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 10 放課後児童クラブ（学童保育所）利用者数の推移・・・・・・・・・・・・ 14
- 11 就学援助・教育扶助受給者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 12 平成26年度教育扶助受給者数（中核市比較）・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 13 主な生涯学習事業における参加者数等の推移・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 14 学校と地域との協働の現状と今後の動向について・・・・・・・・・・・・ 18～22

## 国の第2期教育振興基本計画（抜粋）

### 教育における多様性の尊重

- 多様な価値観・生き方が存在する成熟社会にあつては、履き違えた「個人主義」に陥ることのないよう、規範意識や公共の精神を前提としながら、多様な人々が相互に関わり合いながら社会に参画すること、そのためにも生涯にわたって個人の多様な能力・個性を最大限伸長させることが重要である。  
このため、教育の機会均等や水準の維持向上などに当たって共通して対応すべき事項があることに留意しつつも、受ける教育や条件整備の手段等に選択の自由があるなど教育の在り方自体が画一でなく多様であること、さらには関連する制度が柔軟であり、かつ全体が調和していることが求められる。
- 例えば、価値観、性別、世代、国籍などの差違を超えて全ての人々が協働するための教育、また、個人によって個性・能力・進路や、家庭状況などの社会的環境等が異なることを踏まえた教育の内容・方法や学習の場・時期の設定、さらには、地域によって経済・財政・文化等の状況が異なることを踏まえた教育条件の整備が一層重要となる。具体的方策の展開に当たっては、このことを大前提としつつ、他の視点を重視することとする。

## 教育再生実行会議 第6次提言（抜粋）

### 「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について

#### 多様な人材が担い手となる「全員参加型社会」へ

##### ◎多様性（ダイバーシティ）を認め合う社会へ

我が国社会は、明治以来、欧米に効率的に追いつくことを追求し、発展してきましたが、そのためには、同質性、均一性の高いことが好都合でした。しかし、変化の激しい、これからの時代においては、他と同じであることを重んじる、画一・均一的な社会に活力ある未来はなく、我が国社会は、多様性（ダイバーシティ）を認め合う、全員参加型の社会へと変革していかなければなりません。

多様性を認め合うことは、一人一人のモチベーションの向上や自己実現を可能とするとともに、経済活動のグローバル化、製品やサービスのライフサイクルの短期化が進む中で、多様化するニーズへの対応が求められる企業などの組織や社会にとっても、発想の柔軟性やイノベーション力の向上をもたらします。

教育の在り方についても、多様な経歴をもつ人々が、それぞれの能力、可能性を最大限伸長し、活躍する全員参加型社会を実現するものへと根本的に転換することが必要です。

##### ◎これまでの考え方にとらわれない意識や仕組みの転換を

全員参加型社会を実現するためには、我が国社会で長く当然と考えられてきた意識や仕組みの転換が求められます。

現役世代の男性中心の経済社会から脱皮し、生涯現役で活躍することができ、また、女性が輝く社会を実現していく必要があります。そのためには、「高齢者」の捉え方の見直しや、男性も女性も仕事と生活の調和を重視した働き方や人生設計の見直しが必要です。その際には、生涯にわたって、仕事と生活、学びの調和（ワーク・ライフ・スタディ・バランス）を図る視点も重要です。

また、障害者、不登校や中退の経験者等のための多様な学びの場や才能を見いだす機会をつくることや、失敗を経験しても何度でも再チャレンジ可能な社会を実現していくことが求められます。そのためには、不登校や障害の捉え方を見直し、全ての子供が、様々な才能を秘めているという意識を共有し、潜在的な能力を引き出すための教育の充実が必要です。

さらに、貧困家庭の子供に対する支援も必要です。我が国は、貧困家庭に生まれた子供が、本人の努力だけで夢と志に挑戦することが困難な格差社会になっているとの認識を持つ必要があります。全ての子供に対し、機会の平等を保障することは、活力ある全員参加型社会の基盤であり、その核になるのは教育です。

こうした社会全体の認識の転換とともに、個々人が自らの目標や次世代の育成のためになすべきことを自覚し、主体的に努力することが重要です。そして、夢と志に挑戦する人の自立に向けての努力を社会全体で支援していくことが必要です。

## 教育再生実行会議 第9次提言（抜粋）

### 「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」

- 情報化時代においては、人間にとって、コンピュータや機械で置き換えることができない志、創造性、感性等が一層重要となります。社会のあり方としても、一人一人が多様な個性や能力を発揮し、新たな価値を創造したり、互いの強みを生かし合い、人と人としてより幸せに生きることのできる「多様性（ダイバーシティ）」に富んだ社会を築いていくことが、発展への原動力として不可欠と考えられます。
- しかし、一方では、これまでの教育で十分に力を伸ばしきれていない子供たちがいるのも事実です。このような子供たちに、一人一人の状況に応じて、その力を最大限伸ばすために必要な教育を提供するという視点に立つことが重要です。多様な個性や能力のある子供たちが、これまで十分に伸ばせていなかった能力を開花させ、社会の中で活躍できる可能性を広げられるよう、これまで以上に学校が地域や社会と連携しながら、これまでよりも包容力を高め、懐深い教育を展開していくことや、ICT等を活用して一人一人の特性に応じた適切な配慮や支援を充実し、世界で最も進んだ教育を実現していくことが必要です。
- 障害や不登校、学習内容の未定着、家庭の経済状況、日本語能力の問題等から、これまで十分に能力を伸ばしきれていなかった子供たちも含め、全ての子供の能力を最大限に伸ばす教育の実現が求められます。また、我が国ではこれまで、特に優れた能力をさらに伸ばす能力や、リーダーシップを育てる教育が十分でなかったとの指摘もあります。
- 以下、教育現場が直面するいくつかの例を中心に、採るべき施策を提言します。
  - ▶ 発達障害など障害のある子供たちへの教育
  - ▶ 不登校等の子供たちへの教育
  - ▶ 学力差に応じたきめ細かい教育
  - ▶ 特に優れた能力をさらに伸ばす教育、リーダーシップ教育
  - ▶ 日本語能力が十分でない子供たちへの教育
  - ▶ 家庭の経済状況に左右されない教育機会の保障

## 中央教育審議会答申（抜粋）

「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（第2部 生涯学習による可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備について）」

- 社会的課題（人口減少・急速な科学技術の進展）に対応するため、個人や社会のニーズに応じた学習機会が提供され、個人が自己の責任と判断で課題解決に取り組むとともに、地域社会が住民の力を総合して地域の課題を解決することが求められている。すなわち高齢者も含め一人一人が生き生きと自己実現を図りながら、その学習成果を適切に活用して、社会参画するといった個人の自立や地域社会の共助に向けた取組が一層必要となっている。
- 社会の成熟化に伴い個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、余暇時間における学習活動に関しては、民間の講座を含め、多種多様な学習の機会が提供されている。また、大学等が地域住民等を対象として行う公開講座の数も増加してきている。さらに、ICT（情報通信技術）の進展により、民間の教育事業を中心に、eラーニングの講座も多く開設されるとともに、SNSを通じた学習コミュニティが形成されつつある。放送大学においては、ほとんどの放送授業がネット配信されるとともに、双方向性を持ったオンライン授業を実施している。
- 一方、コミュニティの存続が難しくなる地域も現れる中で、地域に根ざした学習活動の機会は減少する傾向にある。地域の課題が複雑化する中であって、これらの学習活動の成果を地域の課題解決に活用することが一層求められている。
- 学習活動は、新しい可能性を見付け、新たな自己を発見する喜びを与えるものである。一人一人が、生涯にわたって、学び、活動することの楽しさや喜びを得、これを仲間と共有することは、家庭や職場や地域を生き生きと活気あふれるものにし、社会の活力を維持・増進するものである。また、多種多様な学習活動によって一人一人がそれぞれの能力や可能性を高めることは、急速な変化に対応できる力を備えた社会を構築することに寄与し、これは、我が国全体の知識基盤を一層強固にするものである。
- さらに、これからの地域社会においては、地域住民が、学習を通じて知識や技能を身に付けるとともに、市民性を備え、地域の課題解決や様々な地域活動等に参画していくことが求められており、生涯学習は、このような地域づくりの支え手、担い手の育成のためにも一層重要になってくる。このとき、地域が自立的に発展する基盤として、学習成果を地域の活動につなげるとともに、共通の課題に取り組む人のネットワークを構築し、地域の人々の力を結集する環境を醸成することも重要である。災害時の被災者支援におけるボランティア等のように、個人が自発的に活動を行い地域づくりに参画するような社会を構築していく必要がある。こうした中で、社会性・公共性の観点から行われる生涯学習の役割への期待が大きくなっている。
- また、急速な社会の変化に応じて、職業のあり方が様変わりしている中で、従来の企業等における日本型雇用形態が変化しつつあること等により、社会において「学歴」の持つ意味合いが変化し、個人が現に保有する知識や技能、能力が問われている。社会に出た後も学び続け、新たに必要とされる知識や技術を身に付けていくことが必要であり、生涯にわたる学習や活動の積み重ねである「学習・活動履歴」が重みを増すようになる。
- 一人一人の個性と多様性が尊重され、家庭、地域、職場で、それぞれの希望がかなない、それぞれの能力を発揮でき、生きがいを感じることができる社会、すなわち一億総活躍社会の実現が求められている。社会において学習した成果が適切に評価され、一人一人が最大限に能力を発揮し、社会の発展につなげていくことは、一億総活躍社会づくりの土台を作るものである。

# 平成27年度全国学力・学習状況調査結果(概要)について

## 学力の状況(函館市の状況)

「全国と比較して、国語、理科は同程度、算数(数学)はやや下回る」

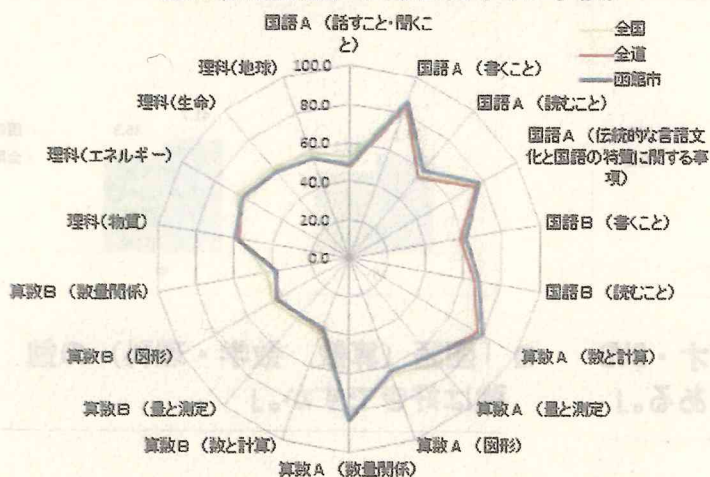
○ 小・中学校とも、国語と理科の平均正答率においては、全国と同程度(−1.3~+1.2ポイントの差)、算数・数学においては、全国をやや下回る結果(−4.4~−1.4ポイントの差)となった。

「A問題：高、B問題：低」

○ 国語、算数・数学とも、A問題の正答率は比較的高く、B問題の正答率は比較的低い。

### <小学校>

教科別領域別 平均正答率(小学校)



### <他領域との比較から>

#### 【小学校】

- ・国語Aの「書くこと」の領域は高い。
- ・算数Aの「数と計算」「数量関係」の領域は高い。
- ・算数Bの各領域は低い。

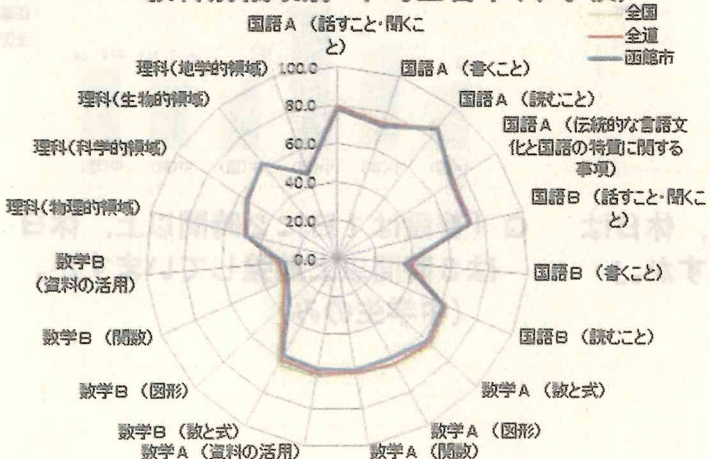
#### 【平均正答率】

	国語A	国語B	算数A	算数B	理科
函館市	71.2	65.9	73.8	41.7	59.6
全国	70.0	65.4	75.2	45.0	60.8

### <他領域との比較から>

### <中学校>

教科別領域別 平均正答率(中学校)



#### 【中学校】

- ・国語Aの「読むこと」の領域は高い。
- ・国語Bの「書くこと」の領域は低い。
- ・数学Bの「図形」「関数」「資料の活用」の各領域は低い。

#### 【平均正答率】

	国語A	国語B	数学A	数学B	理科
函館市	74.6	64.5	61.1	37.2	52.7
全国	75.8	65.8	64.4	41.6	53.0

### <参考>

#### 調査の目的

- ・義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析して、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- ・教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
- ・学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。

#### 対象学年

- ・小学校第6学年、中学校第3学年

#### 調査の内容

- ・教科(国語、算数・数学、理科)  
(A問題)：主として「知識」に関する問題  
(B問題)：主として「活用」に関する問題
- ・質問紙  
\*児童生徒に対する調査  
\*学校に対する調査

## 生活習慣や学習環境等の状況（函館市の状況）

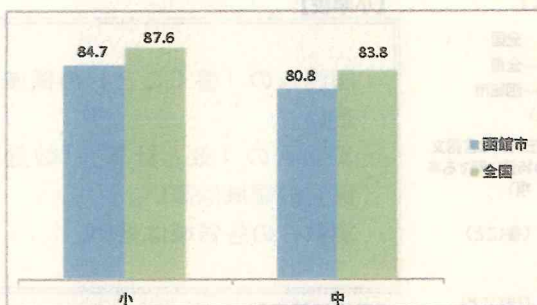
### 「朝食」「テレビ」「ゲーム」などに関して、全国を下回る

- 全国との比較において、「朝食を毎日食べる」割合が低く、「テレビ等の視聴時間」や「ゲームをする時間が長い」割合が高い。

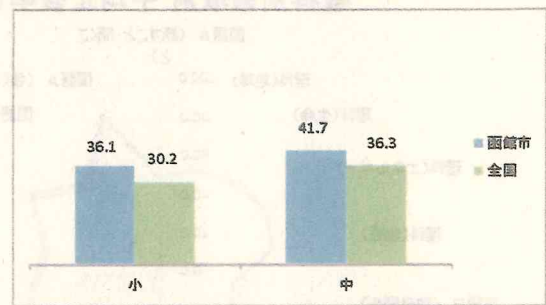
### 「勉強は好き」だが、家庭学習の時間は短い

- 国語、算数・数学、理科とも、全国との比較において、「勉強は好き」の割合が高いが、「家庭学習の時間」に関する項目では割合が低い。

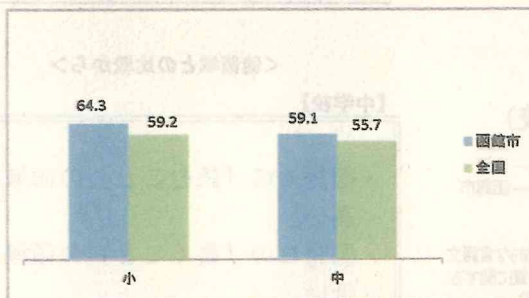
Q 「朝食を毎日食べていますか。」



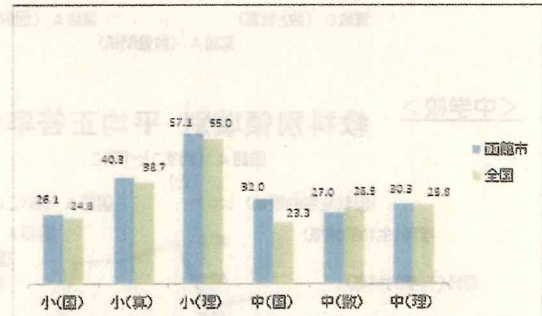
Q 「普段1日当たりのテレビゲームの時間が2時間以上である。」



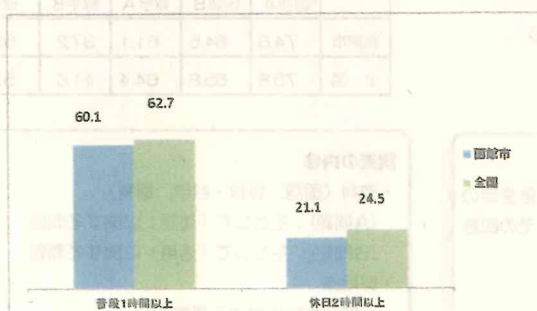
Q 「普段1日のテレビやビデオ・DVDの視聴時間が2時間以上である。」



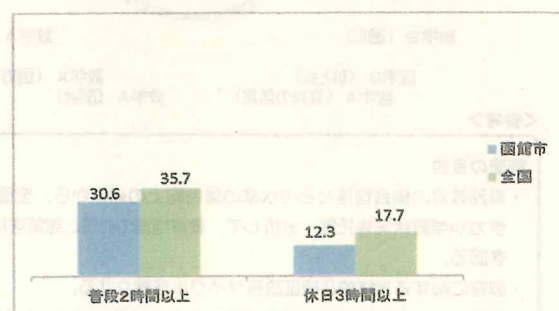
Q 「国語（算数、数学・理科）の勉強は好きですか。」



Q 「普段は1日に1時間以上、休日は2時間以上勉強をしていますか。」  
（小学生のみ）



Q 「普段は1日に2時間以上、休日は3時間以上勉強していますか。」  
（中学生のみ）



## 平成27年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の函館市の結果について

### 1 調査の内容

#### (1) 調査の目的

子どもの体力が低下している状況に鑑み、全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子どもの体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。また、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てる。

#### (2) 調査の対象学年

- ・ 小学校第5学年 全児童
- ・ 中学校第2学年 全生徒

#### (3) 調査の内容

##### ① 児童生徒に対する調査

##### ア 実技に関する調査

測定方法等は新体力テストと同様

[小学校8種目] 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、

20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ

[中学校8種目] 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走（男子1500m、

女子1000m）、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、

ハンドボール投げ

※ 持久走か20mシャトルランのどちらかを選択して実施

イ 質問紙調査 生活習慣、食習慣、運動習慣に関する質問紙調査

##### ② 学校に対する質問紙調査

学校における体育、保健体育の指導および特別活動等に関する質問紙調査

#### (4) 調査の方法

悉皆調査

#### (5) 調査実施期間

平成27年4月から7月末まで

#### (6) 調査学校数および児童生徒数（公立学校）

	参加小学校数	児童数	参加中学校数	生徒数
全国	20,477	1,068,598	10,578	1,061,981
北海道	1,088	41,749	633	42,098
函館市	46	1,821	28	1,763



## (7) 結果の概要

※ 調査結果の標記について

同程度 : T得点 (全国平均を50とした場合の偏差値) の差が1未満  
やや上回る, やや下回る : T得点の差が1~3  
上回る, 下回る : T得点の差が3以上

### ① 体格について

〈身長〉

【小学校】男子, 女子ともに, 全国平均をやや上回っている。

【中学校】男子, 女子ともに, 全国平均をやや上回っている。

〈体重〉

【小学校】男子は, 全国平均を上回っており, 女子は, 全国平均をやや上回っている。

【中学校】男子は, 全国平均を上回っており, 女子は, 全国平均をやや上回っている。

### ② 実技に関する調査

〈握力〉 (体力要素: 筋力)

【小学校】男女とも, 全国平均を上回っている。

【中学校】男子で全国平均をやや上回り, 女子はほぼ同等。

〈上体起こし〉 (筋パワー・筋持久力)

【小学校】男子は全国平均とほぼ同等, 女子は全国平均をやや下回っている。

【中学校】男女とも全国平均を下回っている。

〈長座体前屈〉 (柔軟性)

【小学校】男女とも, 全国平均をやや上回っている。

【中学校】男女とも, 全国平均をやや下回っている。

〈反復横跳び〉 (敏しょう性)

【小学校】男女とも, 全国平均をやや下回っている。

【中学校】男女とも, 全国平均を下回っている。

〈持久走〉 (中学校のみ: 全身持久力・長距離走能力)

・男子は全国平均をやや下回っている。

・女子は全国平均を下回っている。

〈シャトルラン〉 (全身持久力)

【小学校】男女とも, 全国平均を下回っている。

【中学校】男子は全国平均をやや下回り, 女子は全国平均を下回っている。

〈50m走〉 (疾走能力) ※疾走能力・きわめて速く走る能力

・小, 中男女とも, 全国平均をやや下回っている。

〈立ち幅跳び〉 (筋パワー・跳躍能力)

【小学校】男子は, 全国平均とほぼ同等, 女子は全国平均をやや下回っている。

【中学校】男子は全国平均とほぼ同等だが, 女子は全国平均をやや下回っている。

〈ボール投げ〉 (巧緻性・投球能力) ※巧緻性・環境に適応して動作を調整し目的を達成する能力

【小学校】男女とも全国平均と同等。

【中学校】男女とも全国平均をやや下回っている。

### ③ 質問紙調査

※ 調査結果の標記について

同程度	: T得点(全国平均を50とした場合の偏差値)の差が1未満
やや上回る, やや下回る	: T得点の差が1~3
上回る, 下回る	: T得点の差が3以上

#### ア 運動習慣等について

##### 【小学校】

- 「運動が得意」と回答している割合は、男子は全国平均をやや上回り、女子は同等である。
- 「朝食を毎日食べる」割合が、全国平均を下回っている。
- 1週間の総運動時間は男子は全国平均と同等であり、女子はやや下回っている。
- 土日の運動時間は全国平均と同等である。
- 「休み時間の過ごし方」では、「体育館で過ごすことが多い」と回答している割合は、全国平均を上回っている。

##### 【中学校】

- 運動部への所属については、所属している割合は全国平均を下回っている。
- 「運動・スポーツが苦手」と回答している割合は、男子は全国平均と同等であり、女子はやや上回っている。
- 朝食を毎日食べる割合は、男子は全国平均をやや下回り、女子は下回っている。
- 「平日の携帯電話やスマートフォンの使用時間」では、「3時間以上」と回答している割合は、全国平均をやや上回っている。
- 1週間の総運動時間は、男子は全国平均をやや下回り、女子は下回っている。
- 日曜日の運動時間は、全国平均をやや上回っている。

#### イ 体育の授業について

##### 【小学校】

- 「できないことができるようになったきっかけ」では、「授業外で自分で練習した」と回答している割合は、男女とも全国平均を上回っている。

##### 【中学校】

- 「できないことができるようになったきっかけ」では、「授業中先生に個別にコツやポイントを教えてもらった」と回答している割合は、男子は全国平均をやや下回り、女子は下回っている。

## 2 体力向上の取組について

### 【結果の考察】

体力合計点において、小学校男子、小学校女子、中学校男子は全国平均をやや下回っており、中学校女子は下回る結果となりました。各項目において、小学校は握力と長座体前屈、中学校では男子の握力以外の全ての種目で全国平均を下回りました。

また、小学生は、「健康には、運動、食事、睡眠が大切だ」ということが全国平均を上回っているものの、中学生はやや下回り、依然として朝食の摂取率が全国平均を下回っています。これらの要因としては、運動部への所属割合が低いことや、テレビ等の視聴、ゲームの実施時間が長いため、運動やスポーツの時間が短くなっていると考えられます。

運動が嫌いな児童生徒は、運動を苦手と回答していることから、運動が好きになるような取組をすることで、運動が得意な児童生徒が増加すると考えられます。

また、小学校では、運動が好きな児童は、体育の授業を楽しんでいるのに対し、中学校においては運動が好きな生徒が必ずしも、体育の授業を楽しんでいるわけではないことや、できないことができるようになったきっかけが、先生に個別にコツやポイントを教えてもらったと回答している生徒が全国平均を下回っていることから、授業が楽しいと感じさせる取組や先生のかかわりが重要であると考えます。

そこで、生活習慣の改善や、体育の授業が楽しいと感じることにつながるよう、外部人材の活用のほか、個に応じた目標を設定させたり、友だちと助け合ったり、役割を果たすような活動を行ったりすることなどを通して、十分な達成感や充実感を味わわせることが大切であると考えます。

### 【今後の対策】

- 平成27年度の「アプローチ」（函館市の学校教育推進の指針）において体力向上に関する取組を示しております。

## 2 体力向上に関する取組の充実

- 子どもが日常的に運動に取り組むことができるよう、体を動かす「時間」の創出、「空間」の工夫を意図的・計画的に行いましょう。
- 体力の向上を意識した体育の授業改善を目指すとともに、運動の日常化に向けて、子どもの実態や学校での取り組みを学校だよりや保健だより等で伝えるなど、家庭や地域への啓発を積極的に行いましょう。

# 学習指導要領改訂の背景

人工知能が進化して、人間が活躍できる職業はなくなるのではないか。

今学校で教えていることは、時代が変化したら通用しなくなるのではないか。

子供たちに、情報化やグローバル化など急激な社会的変化の中でも、**未来の創り手となるために必要な資質・能力を確実に備えることのできる学校教育を実現する。**

より良い学校教育を通じて、より良い社会を作るという目標を学校と社会が共有して実現

社会や産業の構造が変化していく中で、私たち人間に求められるのは、定められた手続を効率的にこなしていくにとどまらず、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考え、自分なりに試行錯誤し、新たな価値を生み出していくことであるということ、そのためには生きて働く知識を含む、これからの時代に求められる資質・能力を学校教育で育成していくことが重要であるということを、学校と社会とが共通の認識として持つことができる好機にある。

学校教育のよさをさらに進化させるため、学校教育を通じて子供たちが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容、学び方の見通しを示す「**学びの地図**」として、**学習指導要領を示し、幅広く共有**

- ・これからの時代に求められる知識や力とは何かを明確にし、教育目標に盛り込む。これにより、子供が学びの意義や成果を自覚して次の学びにつなげたり、学校と地域・家庭とが教育目標を共有して「カリキュラム・マネジメント」が実現しやすくなる。
- ・生きて働く知識や力を育む質の高い学習過程を実現するため、各教科における学びの特質を明確にするとともに、授業改善の視点（「アクティブ・ラーニングの視点」）を明確にする。これにより、教科の特質に応じた深い学びと、我が国の強みである「授業研究」を通じたさらなる授業改善が実現する。

## 学習指導要領改訂の方向性（案）

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする  
学びに向かう力、人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる  
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「**社会に関かれた教育課程**」の実現

各学校における「**カリキュラム・マネジメント**」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた  
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

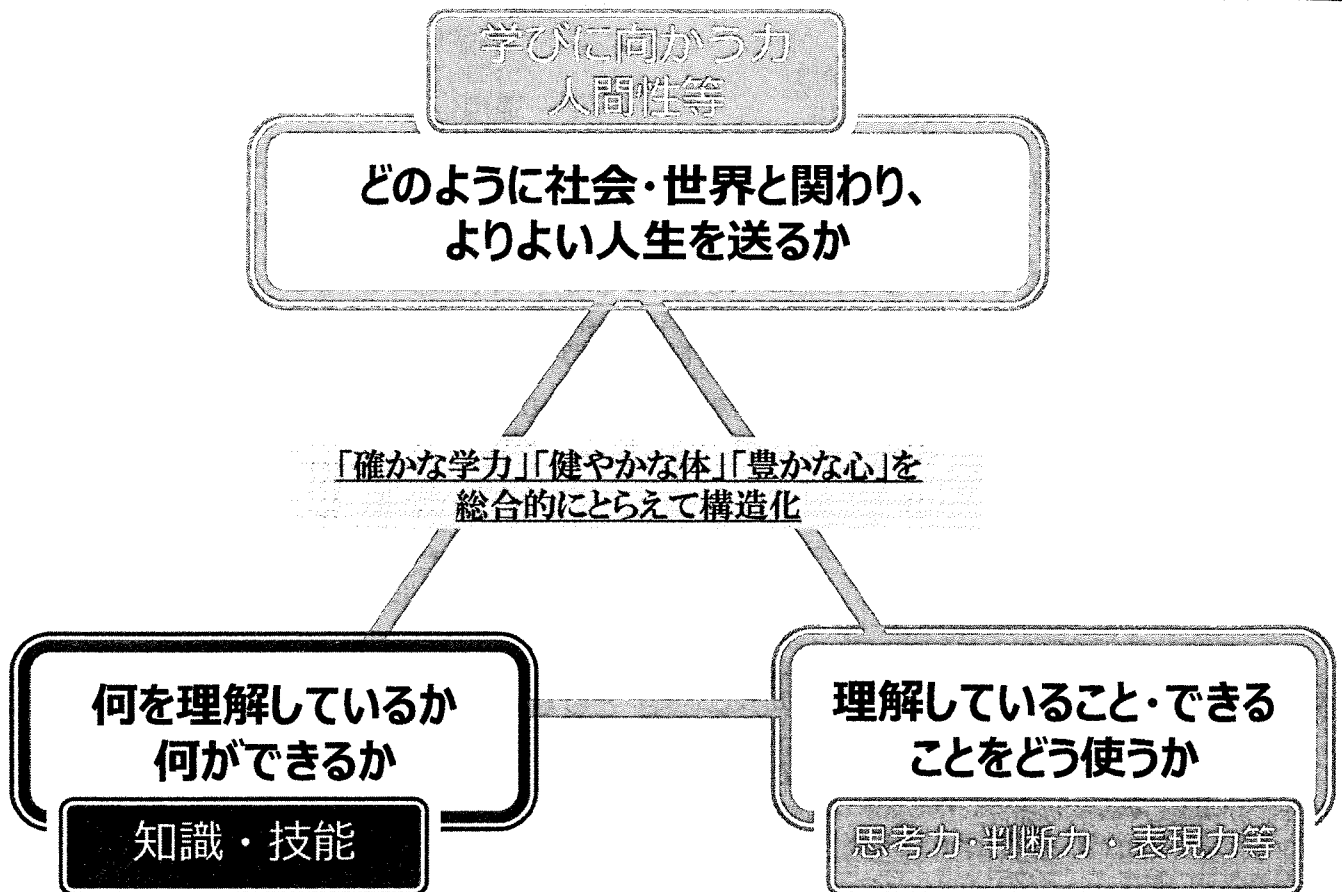
小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」の新設など  
各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す  
学習内容の削減は行わない※

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成  
知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び  
対話的な学び  
深い学び

※高校教育については、歴史的な事業的知識の継承が大学入学資格取得と関係することが認識になっており、そうした点を克服するため、必要用語の整理等を含めた高大接続改革等を定める。



## これからの教育課程の理念

### <社会に開かれた教育課程>

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

函館市内小・中学校における特別支援学級児童・生徒数の推移

小学校

(単位：人)

	全児童数	特別支援学級								
		計	全児童数 に占める割合	左の内訳						
				知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害
H27	11,311	243	2.1%	81	2	2	0	0	0	158
H26	11,512	220	1.9%	75	2	1	0	0	0	142
H25	11,864	210	1.8%	75	1	1	0	0	0	133
H24	12,163	199	1.6%	73	2	1	0	0	0	123
H23	12,615	192	1.5%	72	3	1	0	0	0	116

(学校基本調査)

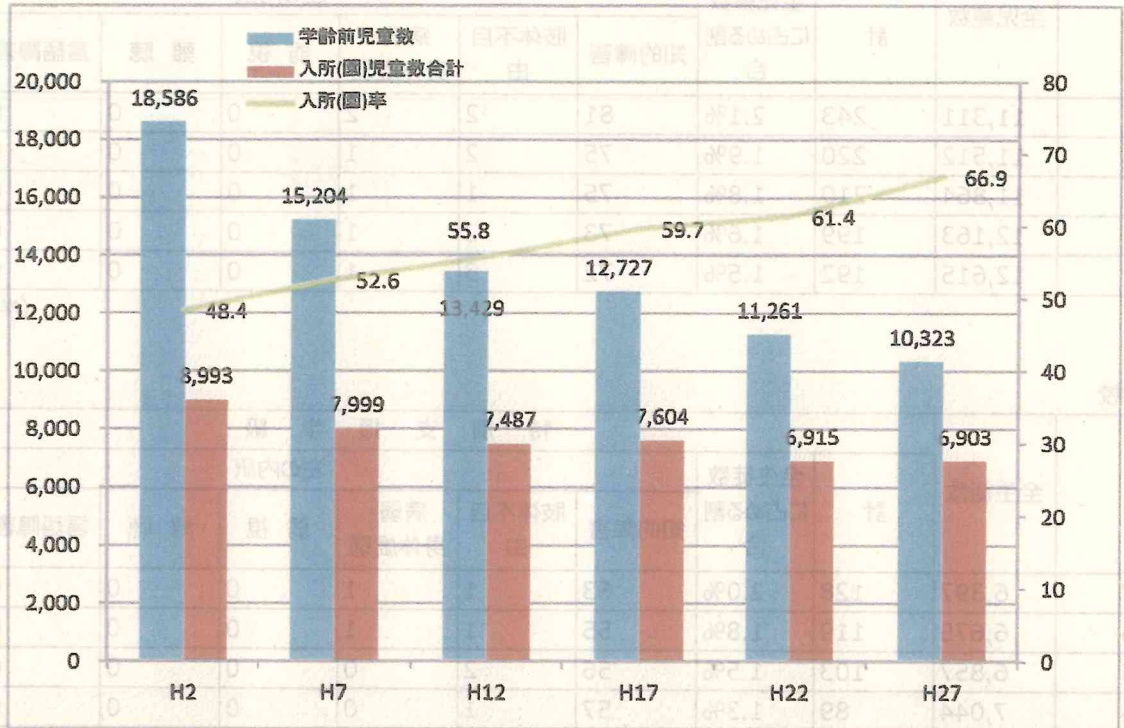
中学校

(単位：人)

	全生徒数	特別支援学級								
		計	全生徒数 に占める割合	左の内訳						
				知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害
H27	6,397	128	2.0%	63	1	1	0	0	0	63
H26	6,675	119	1.8%	55	1	1	0	0	0	62
H25	6,857	103	1.5%	56	2	0	0	0	0	45
H24	7,044	89	1.3%	57	1	0	0	0	0	31
H23	7,103	77	1.1%	50	1	0	0	0	0	26

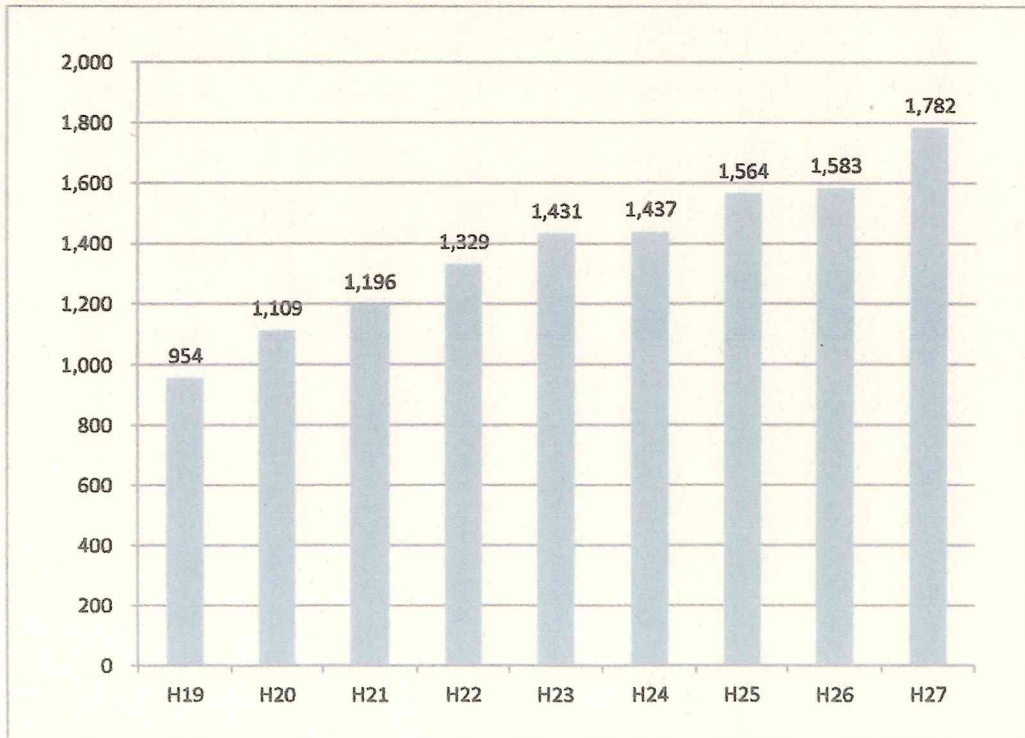
(学校基本調査)

【図20：保育所・幼稚園等入所（園）率等の推移】  
 (本文4ページ (3) 市民生活の現状 参考資料)



(出典：子ども未来部の概要)

【図21：放課後児童クラブ（学童保育所）利用者数の推移】  
 (本文4ページ (3) 市民生活の現状 参考資料)



(出典：子ども未来部の概要)

就学援助・教育扶助受給者数の推移

○小学校

(単位：人)

	H22	H23	H24	H25	H26	備考
全児童数	12,803	12,615	12,163	11,864	11,512	
就学援助（準要保護）の人員	3,335	3,329	3,232	3,107	2,943	
割合	26.0%	26.4%	26.6%	26.2%	25.6%	
教育扶助の人員	692	697	670	640	615	
割合	5.40%	5.53%	5.51%	5.39%	5.34%	
就学援助と教育扶助の人員 計	4,027	4,026	3,902	3,747	3,558	
割合	31.45%	31.91%	32.08%	31.58%	30.91%	

○中学校

(単位：人)

	H22	H23	H24	H25	H26	備考
全生徒数	7,271	7,103	7,044	6,857	6,675	
就学援助（準要保護）の人員	1,863	1,836	1,812	1,780	1,715	
割合	25.6%	25.8%	25.7%	26.0%	25.7%	
教育扶助の人員	456	465	441	396	375	
割合	6.27%	6.55%	6.26%	5.78%	5.62%	
就学援助と教育扶助の人員 計	2,319	2,301	2,253	2,176	2,090	
割合	31.89%	32.39%	31.98%	31.73%	31.31%	

(全児童・生徒数：学校基本調査，就学援助：函館市教育委員会，教育扶助：被保護者調査)

生活保護の種類と内容

以下のように、生活を営む上で必要な各種費用に対応して扶助が支給される。

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	生活扶助	基準額は、 1. (1)食費等の個人的費用 2. (2)光熱水費等の世帯共通費用を合算して算出。 特定の世帯には加算があります。(母子加算等)
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払 (本人負担なし)
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払 (本人負担なし)
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給

(厚生労働省H Pより)

就学援助の種類と内容

費目	対象	援助の内容
給食費	準要保護児童生徒	児童生徒の学校給食費全額
学用品費等	準要保護児童生徒	児童生徒が通常必要とする学用品費・通学用品費・校外活動（宿泊を伴わないもの）に参加するため直接必要な費用
新入学学用品費等	準要保護児童生徒	入学する児童生徒が必要とする学用品費・通学用品費
修学旅行費	要保護・準要保護児童生徒	修学旅行に直接必要な費用
校外活動費（宿泊を伴うもの）	準要保護児童生徒	宿泊研修に直接必要な費用
通学費	準要保護児童生徒	通学に利用する公共交通機関の運賃
医療費	要保護・準要保護児童生徒	虫歯、慢性副鼻腔炎、中耳炎などの学習に支障を生ずるおそれのある病気の治療費
体育実技用具費	準要保護児童生徒	体育実技用品購入費で次に掲げるもの ・スキー・スケート・柔道

就学援助の対象世帯

(就学援助の対象者)

市の区域内に住所を有し、国公立の小・中学校に在籍している児童生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要保護者  
生活保護法に規定する要保護者で、教育扶助を受けている者
- (2) 準要保護者  
函館市教育委員会が、要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認めたる者



平成26年度 教育扶助受給者数 (中核市比較)

	小・児童数 (人)	小・扶助受給者 (人)	扶助受給者の 割合	順位	中・生徒数 (人)	中・扶助受給者 (人)	扶助受給者の 割合	順位
0115 旭川市	16,437	667	4.06%	3	8,749	421	4.81%	4
0125 函館市	11,512	615	5.34%	1	6,675	375	5.62%	1
0215 青森市	14,613	212	1.45%	18	8,240	180	2.18%	13
0315 盛岡市	15,619	233	1.49%	16	8,283	134	1.62%	18
0515 秋田市	15,440	145	0.94%	29	8,328	120	1.44%	25
0715 郡山市	17,522	98	0.56%	37	9,701	63	0.65%	37
0725 いわき市	18,152	142	0.78%	34	10,092	95	0.94%	33
0915 宇都宮市	29,130	351	1.20%	23	14,706	191	1.30%	29
1015 前橋市	18,029	109	0.60%	36	9,701	72	0.74%	35
1025 高崎市	20,656	95	0.46%	39	10,190	59	0.58%	39
1115 川越市	18,277	197	1.08%	26	9,831	111	1.13%	30
1215 船橋市	33,337	323	0.97%	28	15,504	240	1.55%	20
1225 柏市	21,415	189	0.88%	31	11,244	113	1.00%	32
1415 横須賀市	20,266	190	0.94%	30	10,851	144	1.33%	28
1615 富山市	22,060	24	0.11%	43	12,086	12	0.10%	43
1715 金沢市	24,484	107	0.44%	40	13,006	75	0.58%	40
2015 長野市	21,159	111	0.52%	38	11,162	65	0.58%	38
2115 岐阜市	22,255	172	0.77%	35	12,443	105	0.84%	34
2315 豊橋市	21,322	65	0.30%	42	11,546	39	0.34%	42
2325 豊田市	24,800	215	0.87%	32	12,654	85	0.67%	36
2335 岡崎市	22,350	87	0.39%	41	11,666	43	0.37%	41
2515 大津市	19,776	207	1.05%	27	9,953	144	1.45%	24
2725 高槻市	19,353	359	1.86%	12	10,554	231	2.19%	12
2735 東大阪市	24,608	1,259	5.12%	2	13,898	759	5.46%	2
2745 豊中市	21,228	487	2.29%	9	10,712	305	2.85%	8
2755 枚方市	22,971	437	1.90%	10	11,694	287	2.45%	10
2815 姫路市	30,843	346	1.12%	25	16,751	230	1.37%	27
2825 西宮市	28,890	421	1.46%	17	15,297	278	1.82%	16
2835 尼崎市	22,101	856	3.87%	4	10,309	534	5.18%	3
2915 奈良市	19,199	449	2.34%	8	11,122	262	2.36%	11
3015 和歌山市	18,666	229	1.23%	22	11,476	164	1.43%	26
3325 倉敷市	27,641	361	1.31%	20	14,348	208	1.45%	23
3415 福山市	26,150	410	1.57%	14	13,722	228	1.66%	17
3515 下関市	12,880	110	0.85%	33	6,702	73	1.09%	31
3715 高松市	24,326	305	1.25%	21	12,637	189	1.50%	21
3815 松山市	27,596	414	1.50%	15	13,767	291	2.11%	14
3915 高知市	17,700	567	3.20%	5	10,304	324	3.14%	6
4015 久留米市	16,840	279	1.66%	13	9,155	177	1.93%	15
4215 長崎市	21,586	668	3.09%	6	11,790	457	3.88%	5
4415 大分市	26,974	314	1.16%	24	14,229	207	1.45%	22
4515 宮崎市	23,064	327	1.42%	19	12,520	194	1.55%	19
4615 鹿児島市	33,798	637	1.88%	11	17,965	441	2.45%	9
4715 那覇市	19,947	481	2.41%	7	10,697	309	2.89%	7

(児童生徒数：平成26年度学校基本調査 教育扶助受給人員：平成26年度被保護者調査)

主な生涯学習事業における参加者数等の推移

事業等	項目	H23	H24	H25	H26	H27	備考
HAKODATEまなびと広場	延登録者数(人)	3,078	3,206	3,308	3,384	3,501	
社会学級	学級数(学級)	30	30	30	29	28	
	参加者数(人)	827	758	768	749	719	
	1学級あたりの参加者数(人)	27.6	25.3	25.6	25.8	25.7	
生涯学習リーダーバンク	登録者数(人)	81	79	67	65	69	
文化芸術アウトリーチ事業	派遣回数(回)	43	40	41	48	55	
	延参加者数(人)	1,986	1,959	2,012	2,213	2,455	
学校開放 (文化開放)	開放校数(校)	12	13	12	11	11	
	利用回数(回)	1,863	1,779	1,690	1,664	1,660	
	利用人員(人)	22,710	21,181	20,807	20,923	20,078	
	1回あたりの利用人員(人)	12.19	11.91	12.31	12.57	12.10	
学校開放 (校庭・スポーツ開放)	開放校数(校)	55	55	55	55	55	
	開放回数(回)	9,645	8,990	8,881	8,587	7,400	
	利用人員(人)	104,786	100,053	99,908	96,319	75,964	
	1回あたりの利用人員(人)	10.86	11.13	11.25	11.22	10.27	
高齢者大学(青柳校)	定員(人)	300	300	300	-	250	H26公民館改修工事のため休校
	参加者数(人)	295	302	300	-	250	
高齢者大学(湯川校) (旧短期老人大学)	定員(人)	120	120	120	420	250	
	参加者数(人)	120	119	124	430	254	
亀田老人大学	定員(人)	320	320	320	320	320	
	参加者数(人)	329	304	334	349	350	

(函館市教育委員会調べ)

各事業の概要について

HAKODATEまなびと広場

市および市の関係機関をはじめ、各種機関などで多様な学習機会が提供されており、それらを「生涯学習」という総合的な視点で捉え、多様な生涯学習事業に参加する市民の活動を 単位認定という形で応援する仕組み

社会学級

成人の一般的教養を学ぶ場として、市内の小・中学校に開設。昭和22年(1947)年に創設。現在、20代から80代までの幅広い年齢層の市民が活動している。カルチャースクールのように決められたことを学ぶのではなく、小・中学校を利用して、学ぶ内容をそれぞれの学級ごとに話し合い、自分たちで計画を立てて学ぶ(全体講座)。全体講座に参加したうえで、学級生同士でクラブを組織し、活動することができる。また、各学校には社会学級担当の教員がいて、相談しながら活動を進めていく。

生涯学習リーダーバンク

豊富な知識・経験、優れた技術や才能、ボランティア活動への意欲を持つ個人やグループに登録していただき、地域・グループ等で学習する方々に活用していただく指導者登録制度

文化芸術アウトリーチ事業

子どもたちが文化芸術に触れることができる機会を拡充し、文化芸術活動の楽しさや素晴らしさを体感してもらうため、学校へ活動者を派遣し、児童生徒の豊かな感性と創造力を育むことを目的としている。

学校開放

青少年の健全な育成と地域住民のスポーツ振興を図ることを目的とし、学校教育に支障のない範囲で学校施設を市民のスポーツ・レクリエーション活動に開放  
 校庭開放 児童および幼児(幼児にあつては、保護者の付き添いのあるもの)の遊び場としてグラウンドおよび体育館を開放  
 スポーツ開放 函館市に在住または勤務する者の団体(児童・生徒は除く)がスポーツ、レクリエーションを行う場合に体育館を開放  
 文化開放 文化活動(音楽・芸能・文学・芸術等)などを行うグループ・サークルの練習や活動の場所として、特別教室を開放

高齢者大学

高齢者における「生涯学習」の重要性が求められていることから、社会の複雑な変化に対応できる能力や、家庭生活・社会生活に果たすべき役割を学ぶとともに、豊富な経験や知識を社会に還元することなどを目的として実施

## 学校と地域との協働の現状と今後の動向について

### 1 主な地域（外部）人材の活用・協働等の状況について

#### （1）小学校外国語活動サポーター派遣事業

小学校外国語活動において、学級担任などの指導を補助し、同活動の充実を図る。

H28 14名のサポーターを委嘱

H27 活動実績 597回 2,251時間

#### （2）部活動地域支援者活用事業（H28～）

中学校の各種部活動に、専門的な技術指導ができる部活動地域支援者を配置し、学校教育の一環である部活動の充実および技術指導面や精神面における教員の負担軽減を図る。

H28 見込 10校 週3日×50週＝150回/校

#### （3）特別支援教育支援員配置事業

市立小中学校に在籍する発達障がい等の教育的支援が必要な児童生徒に対して、学習指導や生活指導の補助を行うために特別支援教育支援員を配置し、特別支援教育の充実を図る。

H28 74名の支援員を配置（H27に50名から74名に増員）

#### （4）スクールカウンセラー活用事業（道事業）

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして公立学校に配置し、児童生徒へのカウンセリング、教員・保護者へ助言等を行い、児童生徒の心の悩みの深刻化やいじめ・不登校等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応を図る。

H28 中学校17校で11名のカウンセラーを活用

#### （5）コミュニティ・スクール推進事業（H28～ 学校運営協議会の設置）

学校運営に関して教育委員会および校長の権限と責任の下、保護者および地域住民の学校運営の参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組む。

H28 五稜郭中学校をコミュニティ・スクールとして指定

## (6) 地域人材活用・体験学習活動

子どもが専門的な知識や技能を身に付けるために、外部講師や教科指導として地域人材を活用し、校外等において地域の歴史や産業等に直接ふれ、体験することにより、学習に対する興味・関心を喚起する。

各小・中学校に予算配当し、各校において活用

H28 総事業費 13,751 千円 (小 9,428 千円, 中 4,323 千円)

## (7) その他

小学校の余裕教室等を活用して、地域の参画を得て、子供たちとともに行う学習やスポーツ・文化活動等の取組を支援する放課後子ども教室推進事業（子ども未来部所管事業）や、芸術家や文化芸術活動者などを小・中学校等に派遣し、児童・生徒を対象に、より身近に文化芸術に触れる機会を提供する文化芸術アウトリーチ事業を実施している。

## 2 今後の動向について

### 「次世代の学校・地域」創生プラン

平成28年1月に文部科学省で「次世代の学校・地域」創生プランを発表した。

具体的には ・コミュニティ・スクールを推進・加速

・専門性に基づくチーム体制の構築（スクールカウンセラー等の配置）

などの施策が打ち出されたところであり、今後、学校と地域の協働がより進められる。

# 「次世代の学校・地域」創生プラン (馳プラン)

1. 「次世代の学校・地域」創生プランの目指す方向
2. // の具体的施策
3. // の一体改革工程表

文部科学省  
平成28年1月



## 1. 「次世代の学校・地域」創生プランの目指す方向 一億総活躍社会の実現！ 地方創生の推進！

我が国が抱える主な課題

高齢者人口は増大する一方で生産年齢人口は減少	グローバル化の進展に伴い激しく国際環境は変化
学校の抱える課題は著しく複雑化・多様化	地域社会の支え合いの希薄化、家庭の孤立化

### 「次世代の学校・地域」の創生を車の両輪として課題を克服！

「次世代の学校・地域」の創生	
学校	地域
<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 「社会に開かれた教育課程」の実現                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 知識・技能とそれを活用する力、他者と協働する力の育成</li> <li>➢ アクティブ・ラーニングの視点に立った学びの推進</li> </ul> </li> <li>□ 「次世代の学校」創生に必要な不可欠な指導体制の質・量両面での充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 教員が生涯を通じて研鑽できる環境づくり</li> <li>➢ いじめや不登校、発達障害等に教員と心理・福祉等の専門スタッフが連携・分担して対応</li> </ul> </li> <li>□ 「地域とともにある学校」への転換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 次代の郷土をつくる人材の育成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地域の資源を学校教育、社会教育に活かす</li> </ul> </li> <li>□ 学校を核としたまちづくり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 生徒と地域住民が主体的に課題を発見・解決し、地域課題に向き合う</li> </ul> </li> <li>□ 地域で家庭を支援し、子育てでできる環境づくり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 放課後・早朝の子供の居場所、学習・部活動支援</li> </ul> </li> <li>□ 学び合いを通じた社会的包摂                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 若者・大人も子供・地域のためにできることを考え、自己実現</li> </ul> </li> </ul>

馳プラン  
を策定！

中央教育審議会3答申(平成27年12月21日)の内容の具体化を強力に推進  
 ➢ 「次世代の学校・地域」が両輪となった体系的な施策を展開！  
 ➢ 文部科学省として今後取り組むべき具体的施策と改革工程表を明示！

## 2. 「次世代の学校・地域」創生プランの具体的施策

「次世代の学校・地域」の創生に向け  
一体改革として  
＜3本の矢＞を放つ！

地域と学校の連携・協働に向けた改革(コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の推進)

学校の組織運営改革(「チーム学校」に必要な指導体制の整備)

教員制度の一体的改革(子供と向き合う教員の資質能力の向上)

「次世代の学校・地域」の創生

### 「次世代の学校・地域」の創生に向けた具体的施策

<p>地域と学校の連携・協働に向けた改革</p>	<p><b>□コミュニティ・スクール(CS)を推進・加速する！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営協議会の設置の努力義務化、教職員の任用に関する意見の柔軟化等(法改正)</li> <li>CS導入に伴う学校の体制強化、類似の取組からの移行支援等(予算等)</li> <li>首長や教育長への働き掛け強化等(マニュアルの策定や教育委員会規則の制定推進等)</li> </ul>	<p><b>□地域学校協働活動を地域創生の基盤に！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教委による地域学校協働活動推進のための体制整備(法改正)</li> <li>若者から高齢者までが活躍し地域を創生する場として、地域学校協働本部を全小中学校区をカバーして整備</li> <li>郷土学習、地域行事等の地域学校協働活動を支援</li> <li>放課後子供教室・家庭教育支援の充実による子育て環境の整備</li> <li>先進事例の収集・発信、全国フォーラム等の開催(以上、予算等)</li> </ul>
<p>学校の組織運営改革</p>	<p><b>□教職員の指導体制を充実する！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成32年度からの指導要領の全面実施を踏まえた指導体制の充実(法改正・予算等)</li> </ul> <p><b>□専門性に基づくチーム体制を構築する！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>SCやSSW等専門職員の職務の明確化・配置促進(法令改正・予算等)</li> </ul> <p><b>□学校のマネジメント機能を強化する！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主幹教諭の配置充実(予算等)、事務体制の強化(法改正・予算等)等</li> </ul>	<p><b>□地域が学校のパートナーとして子供の教育に関わる！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域コーディネーターと地域連携担当教職員(仮称)の配置の促進(法令改正・予算等)</li> <li>教員が子供と向き合う時間の確保</li> <li>学校施設の有効利用、管理の工夫による地域への学校開放の促進</li> </ul>
<p>教員制度の一体的改革</p>	<p><b>□大学での養成を充実する！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教科科目の大括り化(法改正)、学校インターンシップ制度化(省令改正)等</li> </ul> <p><b>□教員研修を充実する！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教員研修計画の整備(法改正)、メンター方式実施(予算等)等</li> </ul> <p><b>□キャリアシステムを構築する！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教員育成協議会の構築、教員育成指標の整備(法改正)等</li> </ul>	<p><b>□地域と連携・協働する教員の養成・研修！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域との連携・協働を円滑に行うための養成・研修の充実</li> <li>教員を目指す学生の放課後子供教室、土曜学習等への参加の拡大</li> <li>地域課題を題材にしたアクティブ・ラーニングの視点に立った学びやICTを活用した学びの推進</li> </ul>

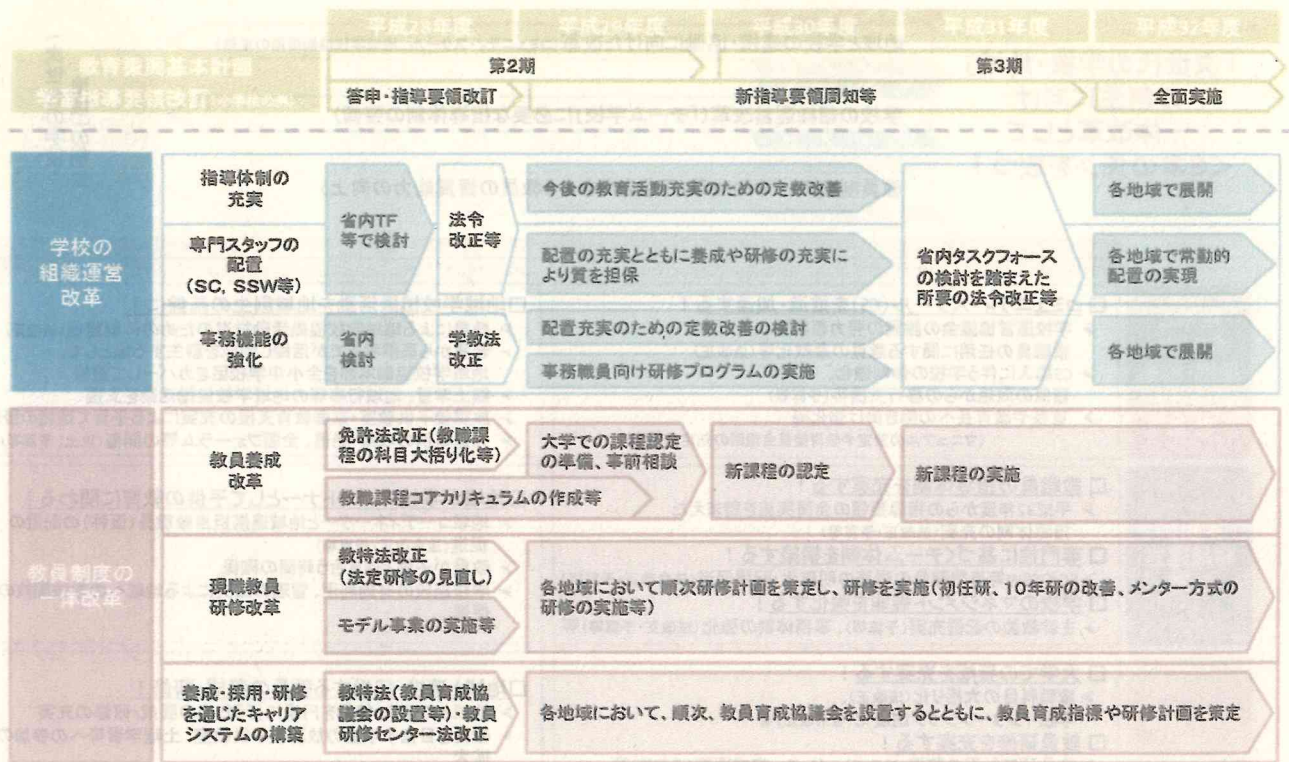
改革工程表に基づき施策を計画的に展開し、「次世代の学校・地域」の創生を着実に実現！

## 3. 「次世代の学校・地域」創生プラン一体改革工程表(1)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
教育課程基本計画	第2期		第3期		
学習指導要領改訂(平成28年度)	答申・指導要領改訂		新指導要領周知等		全面実施

地域と学校の連携・協働に向けた改革	地域学校協働活動の推進加速	省内検討	社会教育法等改正	制度等説明会の実施	施行後の状況のフォローアップ
		ガイドライン(※)検討・策定		ガイドラインの普及・定着	(※)地方自治体等の関係者向けの地域学校協働活動の推進の参考手引き
		体制面・財政面への支援の充実(コーディネーターの配置・促進、活動経費の支援等)		進捗状況等を踏まえ、更なる体制面・財政面への支援や普及促進の充実の検討・実施	
コミュニティ・スクールの推進加速	省内検討	地教行法改正	制度等説明会の実施	法施行後の状況のフォローアップ	進捗状況等を踏まえ、更なる制度見直しの検討
		体制面・財政面への支援の充実(導入に伴う教職員の配置充実、類似の取組からの移行の支援等)未導入地域の首長・教育長への働き掛けの強化(マニュアルの策定や教育委員会規則の制定推進等)			
	ガイドライン(※1)改訂 ハンドブック(※2)策定		ガイドラインの普及・定着	(※1)教育委員会や学校に対し学校運営協議会導入の際のポイント等を示した手引き (※2)学校運営協議会委員としての心構えや必要な知識等をまとめた教材	
地域学校協働活動、コミュニティ・スクールの一体的推進	地域学校協働活動、コミュニティ・スクールの全国的推進(好事例の収集・普及、普及促進イベント開催等)				

### 3. 「次世代の学校・地域」創生プラン一体改革工程表2



「次世代の学校・地域」創生プラン一体改革工程表2

